

初回産科受診料支援事業のご案内

低所得世帯の妊婦の方の経済的負担軽減を図るため、妊娠の判定を受けるために産科医療機関を初回受診(※)した際の費用の一部を公費で助成します。(※令和5年4月1日以降の初回産科受診が対象)

広島市ホームページ：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/353208.html>



● 対象者 (市販の妊娠検査薬で陽性を確認し、初回産科受診時に以下のすべてに該当する方)

- ・ 広島市に住民登録を有する方
- ・ 住民税非課税世帯(生活保護受給世帯を含む)に属する方 (または、これと同等の所得水準であると認められる方)

以下の内容に同意いただくことが必要です。

- ・ 産科医療機関等の関係機関と市が必要に応じて、支援に必要な情報を共有すること。
- ・ 事業の審査に必要な世帯の住民税課税状況について、市が確認を行うこと。これについて、世帯員の了承を得ること。

● 助成額

初回産科受診1回につき、上限 10,000 円

- * 1回の妊娠につき、1回限りの申請となります。
- * 助成額は自己負担額と助成限度額のうち、少ない額となります。
- * 妊婦健診に係る費用、医療保険適用分の費用は対象外です。



● 申請方法

産科医療機関を受診後、以下の必要書類を添えて各区保健センター窓口へ申請してください。

- * 初回産科受診日の翌日から原則8か月以内に申請してください。

必要書類

- ・ 申請書(様式第1号)
- ・ 産科医療機関発行の領収書及び明細書 領収書紛失時: 初回産科受診料に関する証明書(様式第2号)
- ・ 申請者名義の振込口座の口座番号が分かるもの

【該当者のみ】

- ・ 生活保護受給世帯に属する方: 被保護者証明書の写し
- ・ 1～6月末までに初回受診した場合は受診した前年の1月1日現在、7～12月末までに初回受診した場合は受診した年の1月1日現在において広島市に住民登録がない場合: 申請者の属する世帯の課税状況が分かる書類
- ・ 住民税非課税世帯と同等の所得水準である方: 初回産科受診日が属する年の1月以降の任意の月の収入(1か月)が分かる書類(世帯全員分)、申立書

お問い合わせ先 各区保健センター 8:30～17:15 (土日祝を除く)

区	TEL	区	TEL
中区	(082) 504 - 2109	安佐南区	(082) 831 - 4944
東区	(082) 568 - 7735	安佐北区	(082) 819 - 0616
南区	(082) 250 - 4133	安芸区	(082) 821 - 2820
西区	(082) 294 - 6384	佐伯区	(082) 943 - 9733

保健センターでは、妊娠・出産・子育てに関するご相談を受付けています。お気軽にご相談ください。